

1 処分を受けた税理士

氏 名： 長田 豊明

登録番号： 第56664号

2 処分の内容

令和3年6月16日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 業務停止処分違反

被処分者は、令和2年8月26日付で「5月の税理士業務の停止」の処分を受けていたにもかかわらず、税理士業務の停止期間中に、複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等の税務書類を作成した。